

# 菊陽町利用者負担額表(2・3号認定)

R6年4月1日現在

(単位:円)

階層区分	定義		月額保育料							
			3号認定				2号認定			
			0歳児		1～2歳児		3歳児		4～5歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0				
B	非課税世帯		B1	要保護等	0	0	0	0		
			B2	一般	0	0	0	0		
C1	均等割額のみ在世帯		C11	要保護等	6,000	5,500	6,000	5,500		
			C12	一般	14,000	13,000	14,000	13,000		
C2	40,000円未満		C21	要保護等	7,500	7,000	7,500	7,000		
			C22	一般	17,000	16,000	17,000	16,000		
C3	40,000円以上48,600円未満		C31	要保護等	8,500	8,000	8,500	8,000		
			C32	一般	19,000	18,000	19,000	18,000		
D1	48,600円以上72,800円未満		D11	要保護等	9,000	8,000	9,000	8,000		
			D12	一般	23,000	22,000	23,000	22,000		
D2	72,800円以上97,000円未満				28,000	27,000	28,000	26,000		
D3	97,000円以上133,000円未満				34,000	33,000	34,000	32,000		
D4	133,000円以上169,000円未満				39,000	38,000	39,000	37,000		
D5	169,000円以上235,000円未満				42,000	40,000	41,000	39,000		
D6	235,000円以上301,000円未満				45,000	43,000	42,000	40,000		
D7	301,000円以上397,000円未満				50,000	48,000	44,000	42,000		
D8	397,000円以上				53,000	51,000	46,000	44,000		

3歳以上児の利用者負担額は無料です。ただし、副食費や延長保育料等の費用は利用者の負担となります。

## 【利用者負担額表の備考】

- ◆2号認定については、子どもが満3歳以上、3号認定については、子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する方が該当します。
- ◆表中の年齢については、2024年4月1日現在の満年齢により決定します。したがって、2歳の児童が年度途中で3歳になっても、当該年度の3月31日までは2歳児クラスに所属することになりますので、1～2歳児の金額で計算することになります。
- ◆「標準時間」とは、保育利用時間が最長11時間の子ども、「短時間」とは、保育利用時間が最長8時間の子どもとなります。
- ◆「要保護等」とは、母子(父子)世帯並びに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯になります。

## 【利用者負担額表の算定方法】

- ◆世帯の階層区分の設定については、父母及び同居の親族等(対象児童を地方税法上の扶養親族としている場合に限る。)の市町村民税額の課税状況に応じて決定します。ただし、市町村民税額は住宅借入金等の税額控除の前の額で計算します。
- ◆4～8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分以降の利用者負担額は現年度の市町村民税額により決定します。

## 【多子世帯の利用者負担額軽減について】

- ◆0歳から小学校就学前(年長クラス)までの間に入園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。(認可外保育施設に入所している兄弟姉妹は除く。)ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯においては、扶養している児童から1人目、2人目とカウントします。
- ◆要保護世帯であり、且つ市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、扶養している児童から2人目以降は無料となります。
- ◆熊本県多子世帯子育て支援事業は実施します。この事業は18歳未満の児童を3人以上扶養している家庭で、3番目以降の児童が保育所へ入所した場合は、利用者負担額を無料とするものです(D7及びD8階層の世帯除く)。

## 【その他】

- ◆利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の利用者負担額となります。
- ◆この利用者負担額や副食費のほかに、各施設・事業によっては、教材費などの実費徴収がある場合があります。
- ◆修正申告等をされた場合は、利用者負担額が変更になる場合がありますので子育て支援課まで御連絡ください。